

令和4年10月

大槻町中ノ平地区及び中ノ平南地区 下水道事業のお知らせ

郡山市上下水道局



日頃、上下水道事業にご理解いただき、お礼申し上げます。

本市では、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等を目的とし、下水道の整備を順次進めており、来年度から当該地区（大槻町字中ノ平、中ノ平南の一部）において、事業を進めることとなりました。

・来年度以降に工事を予定しております。

※工事が完了しましたら、下水道への接続をお願いします。



＼詳しいウェブサイトはこちら／



目 次

1 下水道整備予定区域

P1 大槻町字中ノ平地区及び中ノ平南地区予定区域

2 汚水処理と下水道整備の効果について

P2～P6 汚水処理の種類、生活排水の汚れ、下水道整備の効果

3 下水道整備の範囲について

P7～P10 下水道工事の概要、私道への下水道本管布設、下水道への接続義務

4 下水道使用に伴う費用

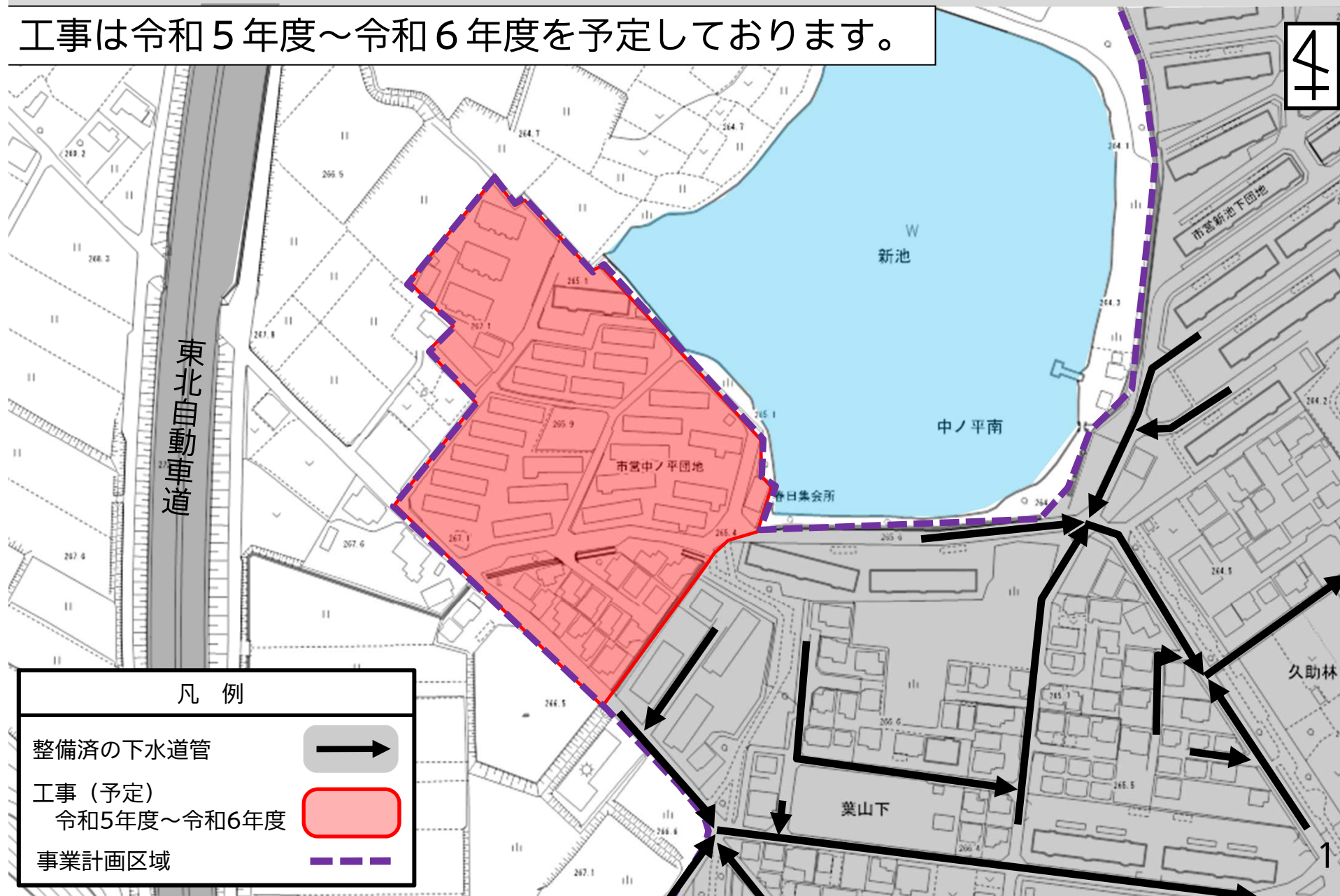
P11～P17 下水道受益者負担金、宅内排水設備工事、下水道使用料、補助メニュー

1 下水道整備予定区域

大槻町字中ノ平、中ノ平南地区の整備予定区域

経営管理課

工事は令和5年度～令和6年度を予定しております。



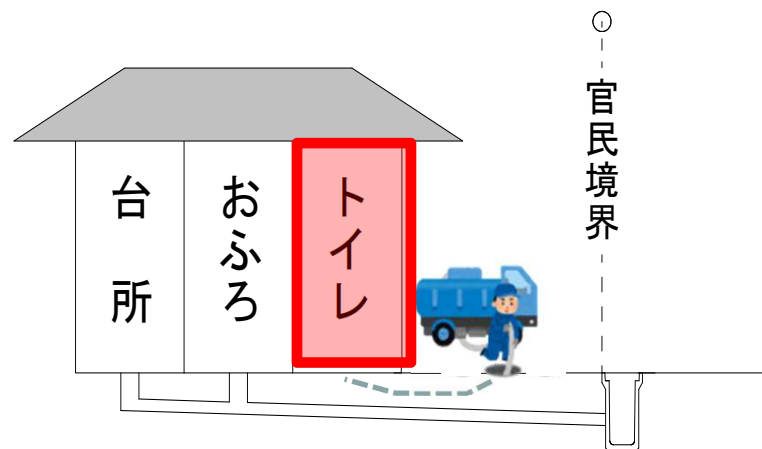
4

2 汚水処理について（下水道が整備されると？）

（1）汚水処理の種類

経営管理課

大槻町字中ノ平地区及び中ノ平南地区は汚水処理だと①～③の方法のみでしたが、郡山市上下水道局の工事が終われば④を使えるようになります。



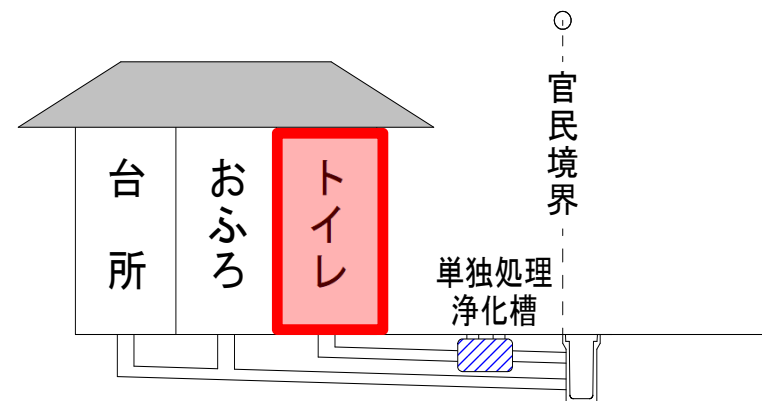
①汲み取り

トイレの汚水のみを処理
（個人が管理）

トイレの排水のみをバキューム車で吸引し処理しています。

それ以外の台所からの排水やお風呂の排水は近くの側溝などへ流しています。

※ 73% (大槻町字中ノ平地区及び中ノ平南地区の設置割合)



②単独処理浄化槽

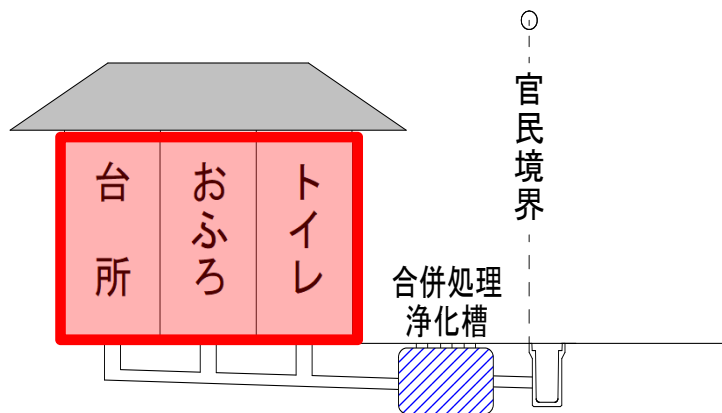
トイレの汚水のみを処理
（個人が管理）

トイレの排水のみを浄化槽で処理しています。

それ以外の台所からの排水やお風呂の排水は近くの側溝などへ流しています。

※ 13%

水環境を守るため、下水道未整備地区については、浄化槽法の改正（平成13年4月施行）により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めることとなりました。



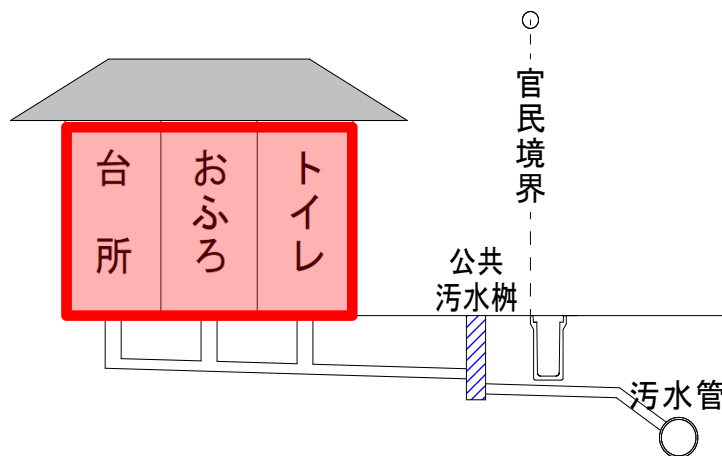
③合併処理浄化槽

生活排水すべてを処理
(個人が管理)

生活排水すべてを浄化槽で処理し近くの側溝などへ流しています。

※ 14%

※今回の下水道事業で整備されるのはこちらです。



④公共下水道

生活排水すべてを処理
(郡山市上下水道局が管理)

生活排水すべてを污水管に集約し、処理場まで流し一括処理します。

排水設備工事費は最初に個人負担となりますが、公共下水道に接続すると、汲み取り、浄化槽の保守点検や汚泥清掃を個人で実施する必要がなくなります。

●公衆衛生の向上

側溝や水路に流される生活排水は、悪臭や蚊、ハエの発生原因となる。

下水道の整備（生活排水を全て下水道で処理）

生活環境の改善（清潔な街並み）

下水道整備前

下水道整備後



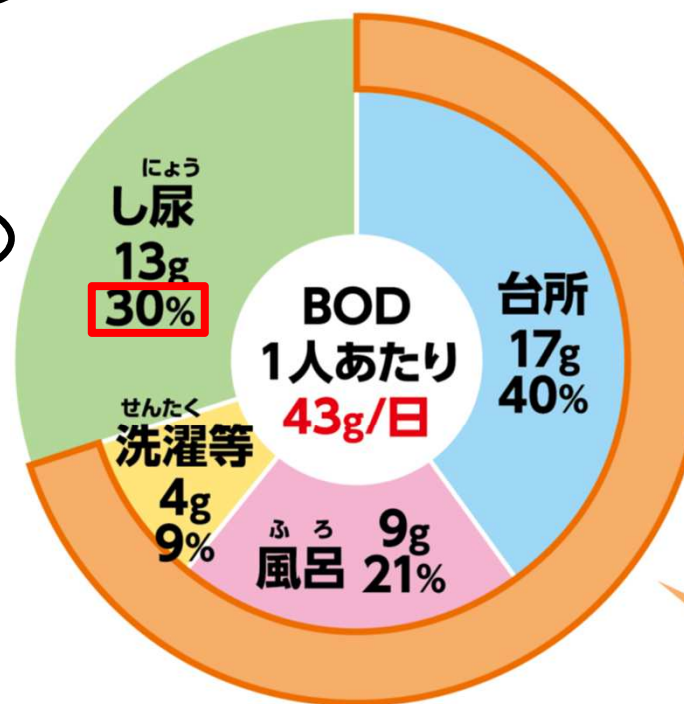
生活排水中の汚れ(BOD)の割合は、トイレのし尿が30%、
トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の生活排水が70%となっています。

トイレ以外の生活排水って
それほど汚れている？

トイレのし尿だけ処理して
いればいいんじゃない？



生活排水の汚れの割合

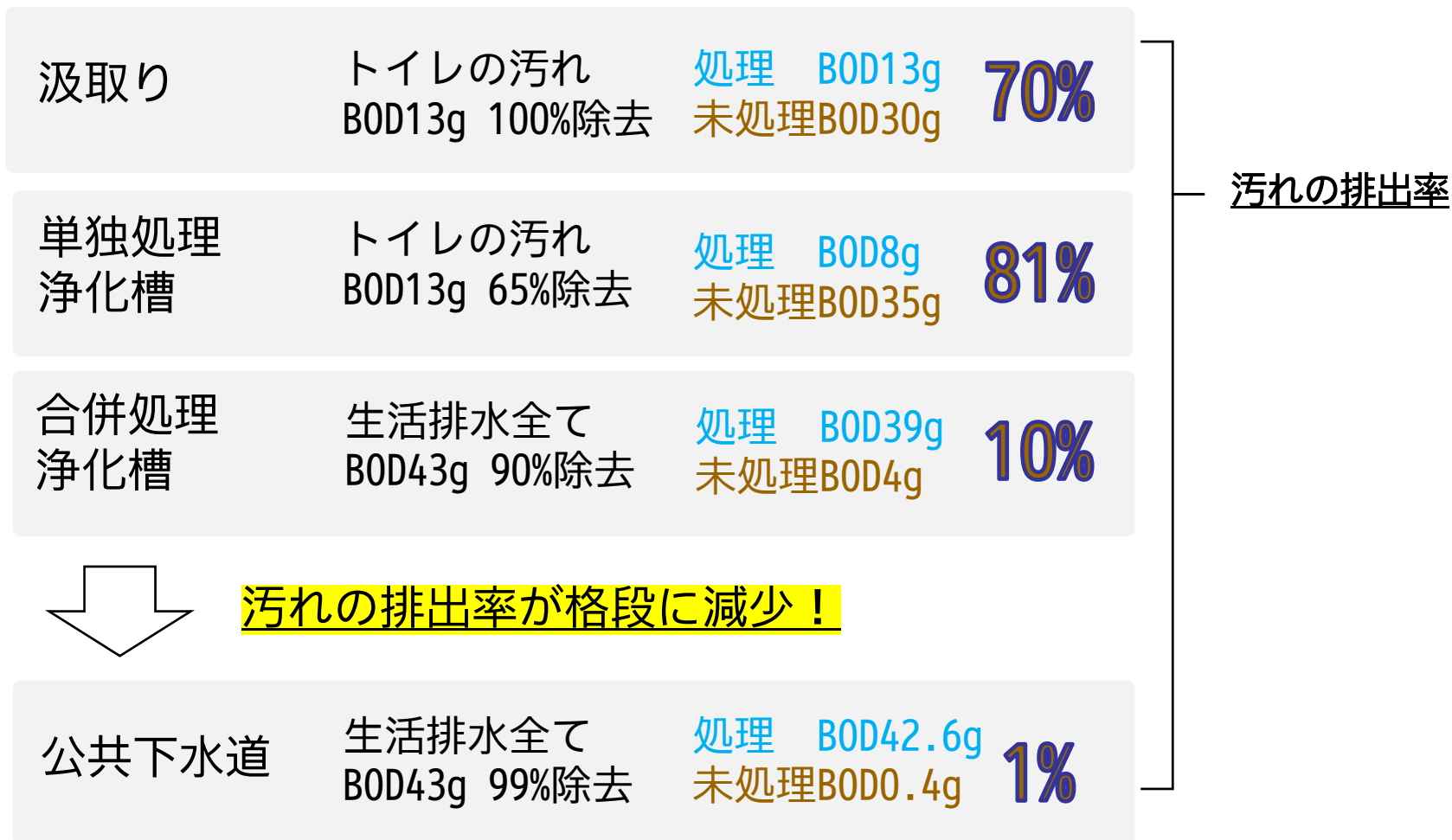


ざっはいいい
生活雑排水
30g
70%

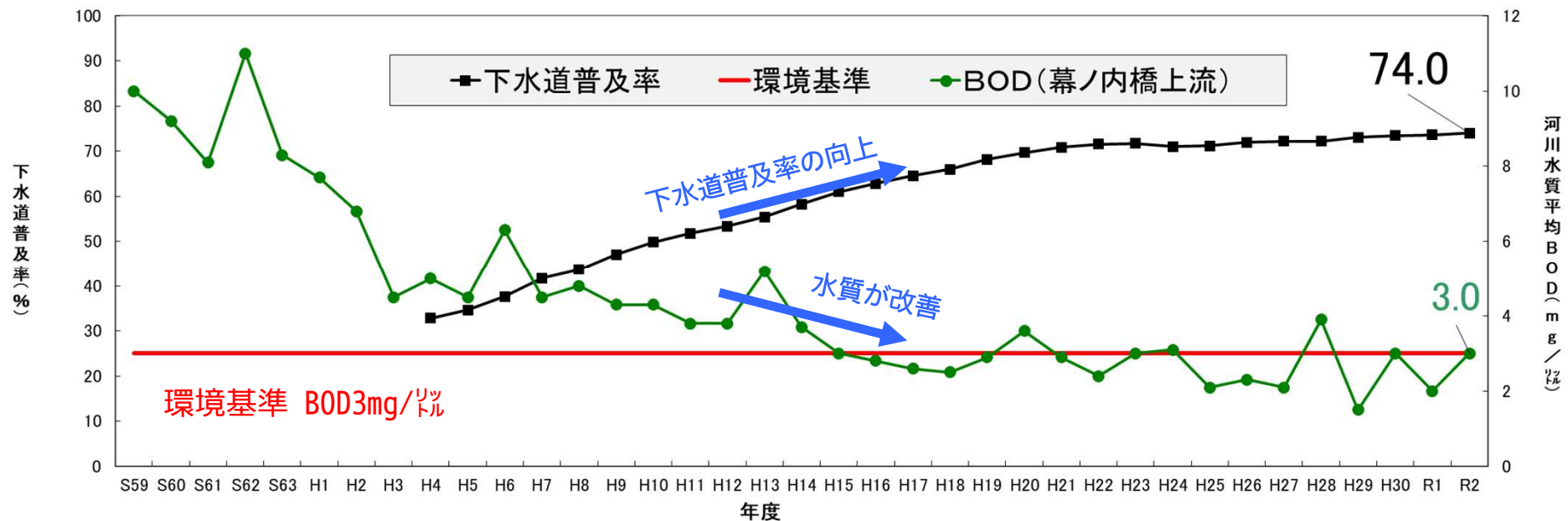
BOD: 生物化学的酸素要求量

水よごの汚しひょうれを表す指標すうちの一つで数値が
大きいほど汚よごれていることを表します。

汲み取り・単独浄化槽の場合は、生活排水の汚れが水路や川へ流出しています。
公共下水道に切り替えをすると、汚れの排出率が格段に減少します！



●公共用水域の水質保全
下水道の整備に伴い、逢瀬川の水質が改善



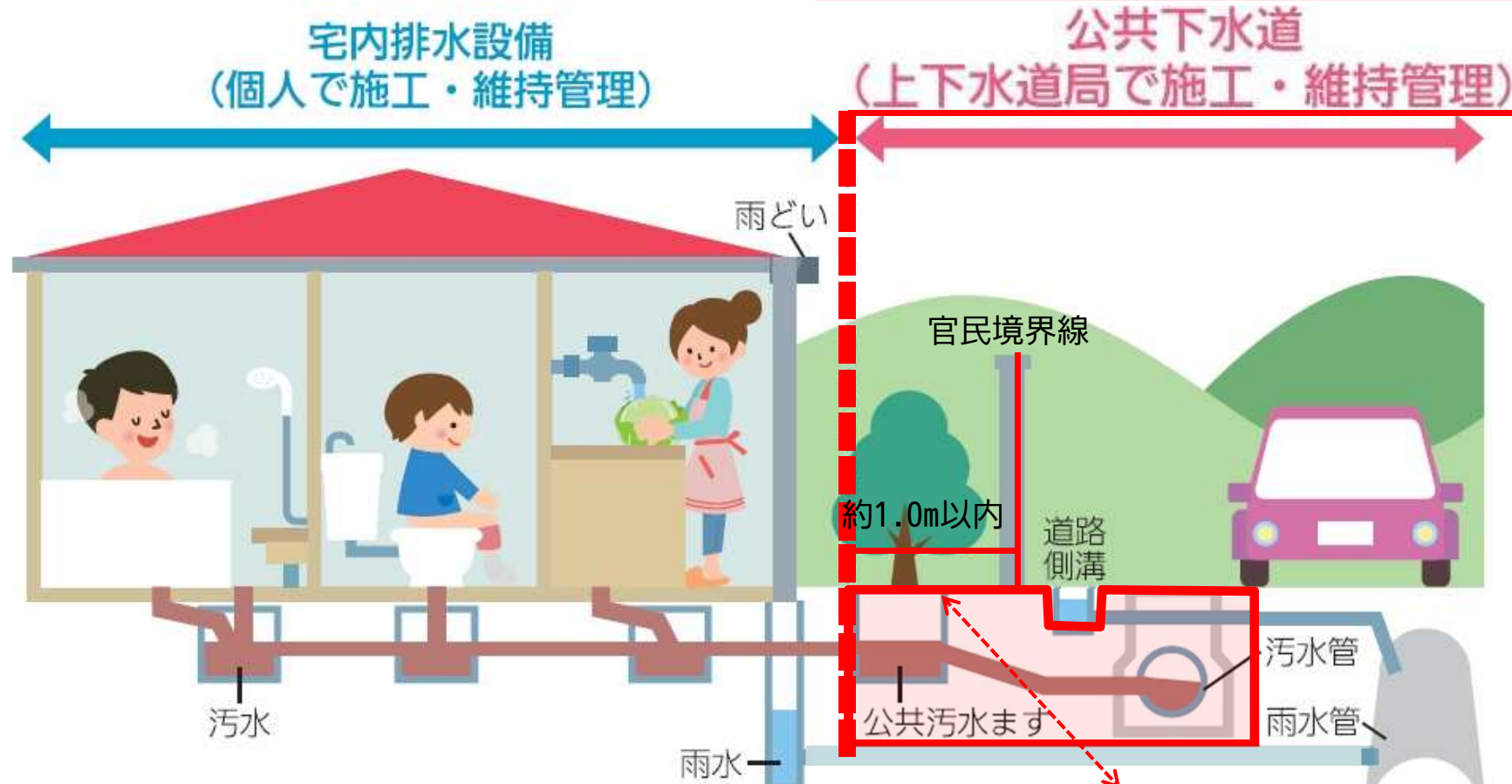
- ・郡山市は昭和33年に下水道の整備に着手
- ・事業の進捗に伴い、整備区域を順次拡大

3 下水道整備の範囲について

(1) 下水道工事の概要

下水道整備課

※令和5年度から順次工事に着手予定



- 上下水道局で整備（施工）、維持管理するのは道路下に埋設する下水道管と宅地内の公共汚水ます（右図参照）までとなります。
- 公共汚水ますは官民境界線から約1.0m以内に設置いたします。
- 公共汚水ますから宅内側は、「宅内排水設備」として、個人で施工と維持管理をして頂くこととなります。



図：公共汚水ます
工事後の地表部分

汚水処理施設を適正に管理していれば
公共下水道へ接続しなくても良いの？



「下水道法第10条」で接続の義務が規定されています！

下水道法

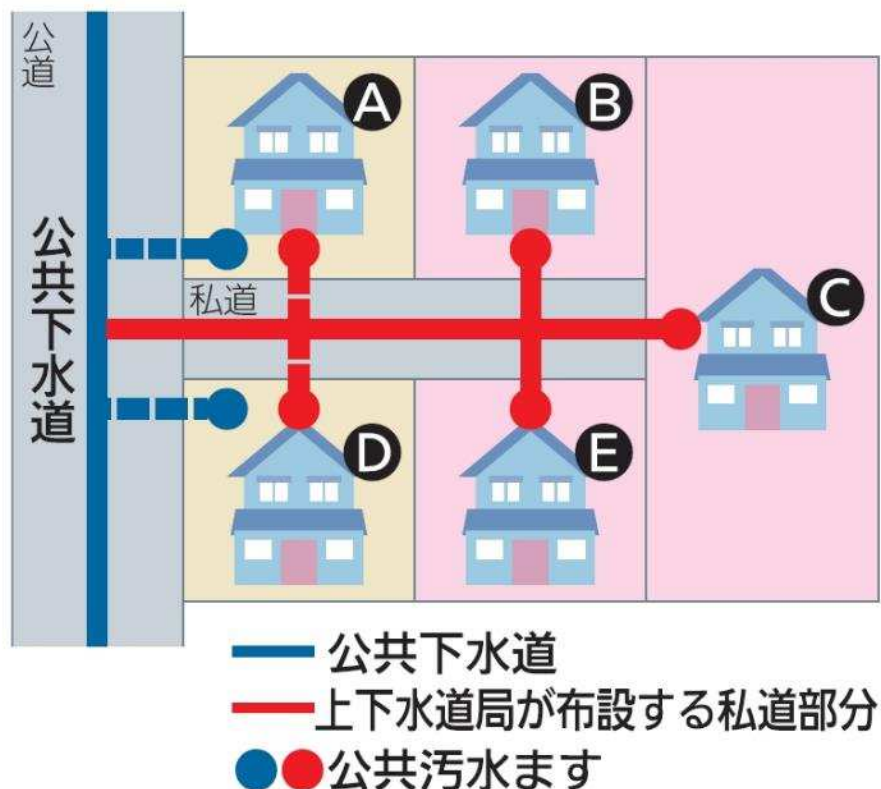
(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」とされています。

※くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に下水道に接続し、水洗便所に改造しなければなりません。

下水道管は原則として、公道内に布設するものですが、下水道の普及を図るため、要件を備えた私道に**対して**、申請に基づき市の負担で下水道本管を布設します。



適用要件

- ①通行ができる私道であること。
- ②私道が公道に接続し、布設されている公共下水道に接続が可能なこと。
※公共下水道が整備中の場合はご相談ください。
- ③私道が宅地などと分筆されていること。
- ④私道の幅員が1.5メートル以上であること。
- ⑤私道に布設する下水道管を利用する家屋（個々に生計が独立し、水道メーターが独立して設置してあること。）が2戸以上あり、布設完了後すみやかに公共下水道へ接続すること。
- ⑥私道の所有者などが公共下水道布設工事を承諾し、工事後も施設の維持管理に支障をきたさないこと。
- ⑦私道の所有権などの譲渡の際は要件⑥を条件とし、違反した場合は、その賠償責任を負うこと。

※原則、私道に接続し、公共下水道に未接続の家屋全戸での申請をお願いします。

※A～Eが対象となります。A・Dについては、公道側または私道側のどちらか一方にのみ公共汚水ますを設置します。

詳しくは公共下水道が実際に整備される年※に下水道整備課にお問合せ下さい。

※整備される年はP1より令和5年度～令和6年度を予定しております。

4 下水道使用に伴うご負担

(1) 下水道受益者負担金

お客様サービス課

公共下水道が整備されると、生活環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、当該地域の資産価値が増加します。

その利益を受ける地域内の土地所有者（または権利者）の皆さんに下水道整備費の一部を負担していただき、公共下水道を整備していくのが受益者負担金制度です。

【根拠法令：都市計画法第75条に基づく県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例】

負担金の対象

下水道が整備される区域内のすべての土地が負担金の対象となります。

受益者負担金は、下水道が整備される区域内の土地に賦課されるものなので、公共下水道を使用していなくても納付していただくことになります。

この制度は、土地の所有者（または権利者）に対して納付をお願いするものです。

土地一筆に対して、負担金の賦課（金額を割り当てて負担していただくこと）は1回のみです。

負担金の額と納付方法

受益者負担金の額は、土地の総面積に土地1㎡あたりの単価（単位負担金）を乗じて算出します。

受益者負担金（円）＝土地面積×単位負担金額（496円）

（例）330㎡（約100坪）の土地にかかる負担金の額 $330\text{㎡} \times 496\text{円} = 163,680\text{円}$

負担金の計算の元となる土地の面積は、不動産登記法に規定する登記簿の地積によります。

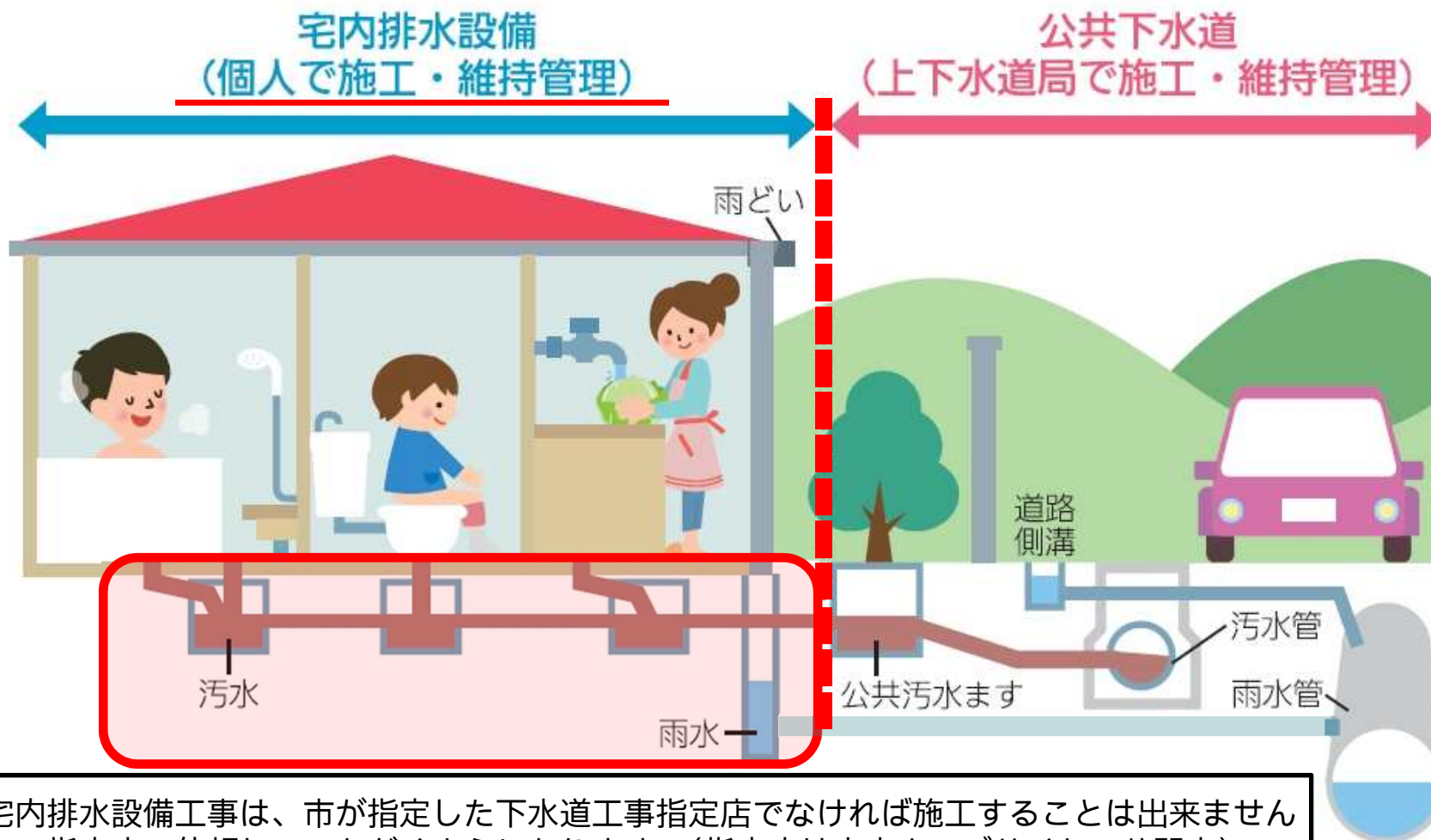
負担金は通常5年に分割し、更に1年を2回の納期に分けて納めていただきますので5年間で合計10回の分割納付になります。負担金を最初の1期目にまとめて納付する「一括納付」を選択することも出来ます。

※便利な口座振替もご利用いただけます。

(2) 宅内排水設備に関する工事

お客様サービス課

宅内排水設備は、郡山市上下水道局の工事が終わった後に個人で施工し、維持管理をしていただくようになります。



・ 宅内排水設備工事は、市が指定した下水道工事指定店でなければ施工することは出来ませんので、指定店へ依頼していただくようになります。(指定店は本市ウェブサイトで公開中)

・ 宅内排水設備工事費については、現場状況（配管の長さ等）によって異なります。

公共下水道へ接続し、利用が始めると、下水道使用料を負担いただくこととなります。

下水道使用料の算定となる汚水量＝上水道使用水量として計算します。

例：上水道を2か月で40m³使用した場合) ※水道メータ口径は13mmで計算

下水道使用料 40m³(2か月)＝ 6,132円 ※下水道使用料の計算内訳

上水道料金 40m³(2か月)＝ 6,424円 基本使用料20m³まで 2,612円…(1)

合計 12,556円 超過使用料21m³から40m³まで
20m³×176円＝3,520円…(2)

郡山市下水道使用料表(2ヵ月につき、10%税込) (1)＋(2)＝6,132円

汚水の種類	基本使用料	超過使用料	
		汚水量	1立方メートルにつき
一般汚水	20立方メートルまで 2,612円	21～40立方メートル	176円
		41～100立方メートル	203円
		101～200立方メートル	230円
		201～400立方メートル	263円
		401～1,000立方メートル	291円
		1,001立方メートル以上	318円

(4) 下水道使用料と合併処理浄化槽の年間比較

経営管理課

年間のランニングコストは、下水道の方がお得です。

●合併処理浄化槽 維持管理費（年間）

～5人槽の場合～

電気代(ブローア-)	11,000円
保守点検	18,000円
汚泥清掃	25,000円
法定検査 11条検査	6,000円

合併処理浄化槽 年間維持管理費（例）

60,000円/年

※「環境省：平成21年度浄化槽の維持管理費用に関する調査報告書」から抜粋

※1か月20m³使用の場合

年間23,000円の差

下水道年間使用料（例）

37,000円/年

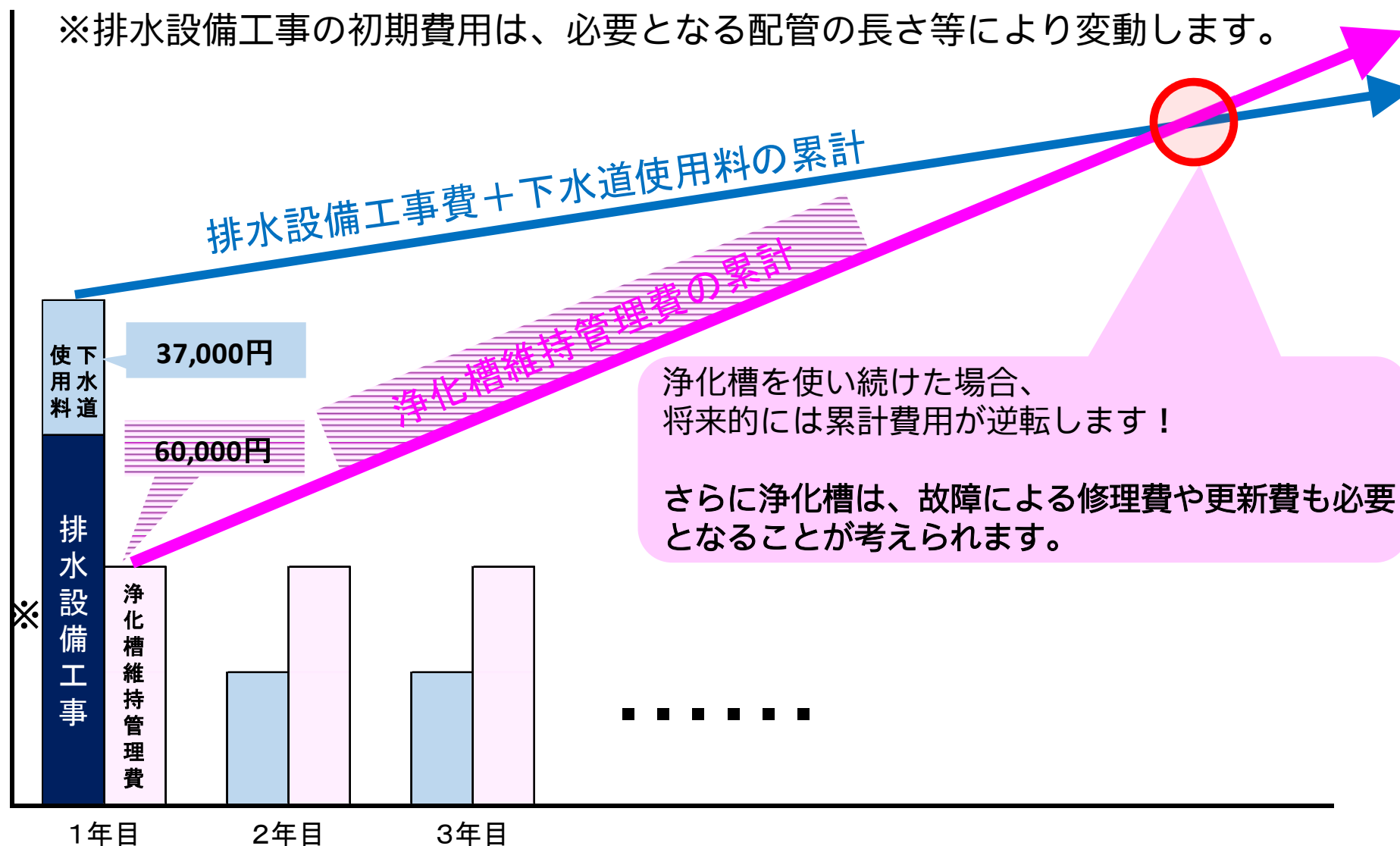
※使用料：6,132円／2ヶ月＝3,066円/月

年間：3,066円/月×12月/年＝36,792円/年

≒37,000円

排水設備工事の初期費用(※)を加えても、将来的には下水道の方がお得です。

※排水設備工事の初期費用は、必要となる配管の長さ等により変動します。



下水道接続の改造工事資金を金融機関から借る場合は、
融資のあっせんを行っており、利子がかからず借りることができます。

あっせん額

一戸建て：80万円以内
集合住宅：200万円以内

利 子

無利子（上下水道局が全額負担）

条 件

下水道に接続する建物を所有又は占有する郡山市民の方で、
市税等の滞納がなく、一定の条件を満たす連帯保証人がいる
こと。

※法人は対象外です。また、融資をあっせんしても金融機関の審査が通らず、融資が受けられない場合があります。

※下水道工事指定店に工事を依頼する際に、当制度を利用する旨を申し出てください。工事が開始されてから制度の申請をしてもお取り扱いできませんので、ご注意ください。

いままで使用されていた浄化槽を雨水貯留タンクに転用する場合には、補助制度もございます。

●目的

浸水被害の防止

- 河川の増水防止（降雨時の浸水対策）

資源の有効活用

- 水資源の活用
- 庭木の水に、「水道料金」がかからない
- **公共下水道に切替で不要となった浄化槽の再利用**

●補助の金額

・**浄化槽転用**

工事費の3分の2

限度額：一般住宅25万円 事業所等40万円

・**浸透ます設置**

工事費の3分の2

限度額：2万5千円/基

（1軒につき4基まで）

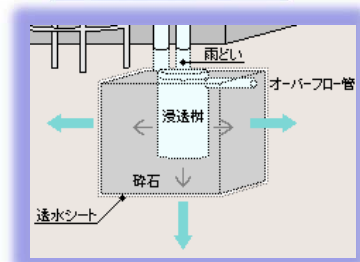
・**雨水貯留タンク(100L以上)設置**

購入費の3分の2

限度額：4万円（1軒につき1基まで）

設置費用は対象外

他にも



当制度の詳しい条件等は、お客様サービス課にお問合せ下さい。

最後までご覧いただき
ありがとうございました

下水道が使えるようになりましたら
接続をどうぞお願いします

ご不明な点がありましたら
下記お問合せ先までご連絡ください

郡山市上下水道局

お問合せ先(土日祝日を除く平日の8:30~17:15)

<u>1 下水道整備予定区域</u>	計画	経営管理課	Tel024-932-7644
	工事	下水道整備課	Tel024-932-7672
<u>2 汚水処理について</u>		経営管理課	Tel024-932-7644
<u>3 下水道整備の予定と効果</u>		下水道整備課	Tel024-932-7672
<u>4 下水道使用に伴う費用</u>		お客様サービス課	Tel024-932-7666



＼詳しいウェブサイトはこちら／

